

(情報の提供等)
第九條 県は、市町村、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(調査及び研究)
第十條 県は、市町村、事業者及び県民が福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(施設等の整備)
第十一條 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(財政上の措置)
第十二條 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)
第十三條 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となって福祉のまちづくりを推進する体制を整備するよう努めるものとする。

第三章 公益的施設等の整備
第一節 公益的施設等の整備
(整備基準)
第十四條 知事は、公益的施設等の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次の各号に掲げる事項について、公益的施設等の種類の区分に応じて規則で定める。

一 出入口の構造に関する事項
二 廊下及び階段の構造に関する事項
三 エレベーターの設置及び構造に関する事項

四 車いす使用者が利用できる便所及び駐車場の設置及び構造に関する事項
五 案内標示及び視覚障害者誘導施設の設置に関する事項
六 歩道及び公園の園路の構造に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項
(整備基準への適合)
第十五條 公益的施設等を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該公益的施設等を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(施設の維持等)
第十六條 施設所有者等は、整備基準に適合した公益的施設等について、当該適合した部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 公益的施設等を利用する者は、当該公益的施設等の整備基準に適合している部分の機能の妨げとなる行為をしてはならない。

(適合証の交付)
第十七條 整備基準に適合している公益的施設等を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に当該公益的施設等が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、当該公益的施設等が整備基準に適合していることを認めるときは、当該適合証の交付を請求した者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証の交付をした場合においては、その旨を公表するものとする。

第二節 特定施設に係る措置

(届出)
第十八條 公益的施設等で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、移転、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替えをいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(指導及び助言)
第十九條 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)
第二十條 第十八条の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の新設又は改修の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)
第二十一條 知事は、第十八条の規定による届出を行わずに特定施設の新設又は改修の工事に着手した者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 知事は、第十八条の規定による届出を行った者が当該届出に係る工事を行った場合において、当該工事が届出の内容と異なり、かつ、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないときは、当該届出を行うよう勧告することができる。

3 知事は、第十九条の規定による指導及び助言を受けた者が当該指導及び助言に係る工事を行った場合において、正当な理由なく当該指導及び助言に従わず、かつ、当該指導及び助言に係る特定施設が整備基準に適合しないときは、当該指導及び助言を受けた者に対し、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)
第二十二條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(適合状況の報告等)
第二十三條 知事は、この章の規定の施行の際現に存する特定施設（新設又は改修の工事中のもの

のを含む。以下「既存特定施設」という。)を所有し、又は管理している者に対し、特に必要があるとき認めるときは、当該既存特定施設の整備基準への適合状況の報告を求め、又は必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査)

第二十四条 知事は、第十九条及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の構造及び設備について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、第一項の規定による立入調査に協力しなかった者があるときは、その旨を公表することができる。

(国等に関する特例)

第二十五条 第十八条から前条までの規定は、国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体については、適用しない。ただし、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体は、特定施設の新設又は改修をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事にその内容を通知するものとする。

第三節 旅客車両等、公共的工作物及び住宅等の整備

(旅客車両等の整備)

第二十六条 鉄道又は軌道の車両、自動車、船舶その他の旅客の用に供する機器を所有し、又は管理する者は、当該所有し、又は管理する機器について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(公共的工作物の整備)

第二十七条 信号機、公衆電話ボックス、自動販売機その他の公共の用に供する工作物を設置し、又は管理する者は、当該設置し、又は管理する工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅等の整備)

第二十八条 住宅又は住宅の用に供する土地(以下「住宅等」という。)を供給する事業者は、当該供給する住宅等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 県民は、その所有する住宅等について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

第四章 雑則

(意見の聴取)

第二十九条 知事は、第二十二条及び第二十四条第四項の規定による公表を行う場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表をすることができる。

(委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第二十九条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日条例第十一号)

この条例は、公布の日から施行する。